別府(横灘)の江戸時代

複雑な支配の移り変わり

それらは幕府領から一時割、譲された。 で行地や松平忠直(一伯)の賄、地となった村々もあるが、久留島領があった。一時期、萩原氏や旗本の筑紫氏の知久留島領があった。一時期、萩原氏や旗本の筑紫氏の知久留島領があった。一時期、萩原氏や旗本の筑紫氏の知久留島領があった。一時割、譲された。

た地域については、項を改める)(府内領や日出領の村で近代になって別府市に編入され

一、太閤蔵入地

大友氏の所領であった豊後一国は、文禄二年(一五九大友氏の所領であった豊後一国は、文禄二年(一五九大名の恩賞地とするために「蔵入地」とする目論見があった名の恩賞地とするために「蔵入地」とする目論見があった 豊穣な豊後国を朝鮮出兵の食糧供給地とし、戦後に三、五月、豊臣秀吉が大友(義)吉統を平壌で敵前逃亡三、五人、大友氏の所領であった豊後一国は、文禄二年(一五九大友氏の所領であった豊後一国は、文禄二年(一五九大友氏の所領であった豊後一国は、文禄二年(一五九大友氏の所領であった豊後一国は、文禄二年(一五九大友氏の所領であった。

地」になって、宮部法印自身が代官となって暫く支配した。宮部法印が検地奉行となって検地した四郡は「蔵入濶(桂俊)に玖珠・日田・国東・速見四郡の検地を命じまえ、豊後を没収した秀吉は同年六月、鳥取城主宮部法印継

入 江

秀

利

秀吉の馬 回 衆がそれぞれ代官に取り立てられた。山口玄蕃頭(允)が検地して、同じく「蔵入地」になり一方、大分・直入・大野・海部の四郡は、大聖寺城主

その頃、別府市域には、

竈門・鶴見・石垣・別符(別府)・浜脇・小野小平・由

政が秀吉に命じられて玖珠・日田郡の知行主となり、宮が「恩栄禄」によれば、翌年の文禄三年に森(毛利)高宮部法印以後の四郡の支配者は、諸説によって異なる布院郷に属する東山の集落があった。

部法印に替わって速見郡の代官を兼務した。

また、竈門庄亀川村の「御、名代々書附」によると、

、宮部法印是浄坊

公領代官

一、森伊勢守 公領代官

年(一六〇〇)二月に細川忠興の領地になるまでは「蔵 入地」であったと考えられる。 と書かれている。いずれにしても別府の村々は、 慶長五

二、分割された村々

細川領の時代 (慶長の頃)

名と石田三成の対立があらわになってきた。 川家康を中心とする加藤清正や福島正則などの武断派大 慶長三年に豊臣秀吉が大坂で没すると、中央政権は徳

主細川忠興に「速見郡・由布院郷」六万石を加増して木 牽制するために、慶長五年五月、丹後宮津十二万石の城

徳川家康は、秀吉の旧臣で豊後に所領を持つ諸大名を

した。松井らは黒田如水・加藤清正と連携して豊後国の 康之・有吉立行両名と二十一騎雑兵二百人を木付に遣わずき。 付(杵築)城を与えた。忠興は、早速家老の松井佐渡守い

備えを固めた。

細川忠興は関が原の役や石垣原合戦の論功行賞により、

石に加増されて、慶長五年十一月丹後から転封して中津 豊前一国と豊後のうち国東・速見二郡、三九万九〇〇〇

付城を預けられ、知行地の外に速見郡の蔵入地一万千余 忠興より国東・速見の二郡二万五千余石を与えられて木 に居城を移した。翌、慶長六年に松井康之、興長父子は

力で細川氏の領地を除く速見郡日出三万石を与えられ場 慶長六年の春、細川忠興の義弟木下延俊が、忠興の助 域は代官松井興長の支配地になった。

石の代官に任ぜられた。その後、蔵入地であった別府地

谷城を築いて日出藩を起こした。 の様子を散見することができる。 木下延俊の『慶長十八年日次記』に江戸時代初期の別府

日暮れにお着船、夜に入り湯へ御入りなされ候。

「廿二日 …八つ時分に船にて別府へ御起しなされ候。

廿三日 天気よく候。朝湯へ御入りなされ、御膳過ぎ り矢も遊ばされ候。 野へお出なされ野にて雲雀あまた取り申し候。御く

廿五日 も遊ばされ候。さね(実)盛と申す虫おくり候ところ もご覧ぜられ候。… ・ …朝御膳過ぎ候て野にお出なされ、御くり矢

延俊が虫おくりの実盛祭を見物するなど長閑な田園風景 延俊は別府村惣庄屋の堀家に逗 留したのであろう。当 人家の近くまで広がっていたのであろうか。別府村には があった。逗留の間、毎日のように百姓衆のご機嫌伺い 時の別府にはくり矢を射たり、雲雀を狩猟できる原野が 廿七日 今日も曇り申し候。…湯へも五度御入り候。 廿八日 今日は天気よく候。湯へも二度御入り候。別 府よりお帰りとて一段いそがわしく御入り候。

中村と原中村の二村にわかれたが、いずれも直江一族はます。 府の鶴見と豊岡の辻間・頭成があった。鶴見はのちに北 部した。久留島氏の領地となった速見郡の一部には、別 玖珠一郡と日田・速見二郡の一部を与えられて玖珠に入 があったことは言うまでもない。 慶長六年、木下延俊の入部と同じ年に、久留島康親が

が庄屋になって明治まで続いた。

鶴見の北中・原中両村は、北は八川(平田川)が鉄輪

川が別府・朝見・立石村の境になる地域で、小倉や石垣 村の境界で、東は小倉街道が石垣村の境となり、南は境

原を含む別府市域の西部一帯を占めていた。

「…南下がりに一里の野中と申し候得とも、長く相見へ 野は草短く縄を張りたるごとく縦横十文字に荊蕀生じ 横は実相寺山、立石の間二十町もこれあるべく候。此 土地の高下これあり「石高の地にて足場悪敷御座候」 『松井家譜』に慶長五年頃の石垣原(原中村)は

鶴見社(火男火売神社)神領十五町余」の地域は豊かな と書かれている。 また、被川(春木川)の流れに沿った「延喜式内社はないない」

北中村の集落があった。 鶴見(北中・原中)村は森藩の領地で明治維新まで頭

成代官(所)の支配を受けた。 成人して祖父の荻原氏を継いで従五位を授けられ豊国神 社の社 職となった人である。兼従は京都に在住して立 の領地になった。兼従は吉田家に嫁いだ忠興の妹の子で、

石村には代官を派遣した。現在も堀田に代官屋敷の跡が

残っている。

言われたが、実際は境川の氾濫で石砂入地が多く実高はは大友義統が本陣とした場所である。立石村は高千石と立石村は境川の南岸と丘陵地一帯で、石垣原の合戦で

村が含まれていた。

五百六十余石であったと言われる。

公収された。幕府領(御料)になった。に引き継がれたが、宝永七年、員従の死とともに幕府にに引き継がれたが、宝永七年、員従の死とともに幕府に川氏が熊本に転封になった後も続き、嫡子の従三位員従川氏が熊本に転封になった後も続き、嫡子の従三位員従

8番門・別符(府)・石垣・浜脇・小野小平・東山や**と

立石 萩原兼従領地 慶長末年より宝永七年鶴見 久留島康親領地 慶長六年より慶応四年松井氏代官地 慶長五年より寛永九年

元和・寛永の頃

封されてきた。所領は、日田・玖珠・速見郡の三郡であ城主石川忠総(五万石)が一万石の加増されて日田に転城主石川忠総(五万石)が一万石の加増されて日田に転元和二年(一六一六)、大阪の陣の論功行賞で、大垣

は後の小浦・小坂・亀川・竈門・古市・平田・野田の七る。速見郡の領地としては竈門庄が当てられた。竈門庄

興長が代官時代の帳簿である。当時から現代の別府一帯内御蔵納横灘人畜御改之帳(元和八年)』がある。 松井内御蔵納横灘人畜御改之帳(元和八年)』がある。 松井この頃の別府の事情を伝えるものに『豊後国速見郡之

は横灘と呼ばれていたことが分る。

〇石垣村 高七百七拾壱石六斗三合四勺壱才

男女合四百壱人

牛七拾疋 馬弐拾七疋

○濱脇村高八百壱石五斗弐合三勺壱才男女合弐百九拾三人 牛八拾壱疋 馬七疋小庄屋 孫兵衛

男女合弐百九拾六人 牛五拾七疋 馬四疋小庄屋 善左衛門 小庄屋 傳衛門尉

○小野小平村 高九拾壱石五斗壱升六合七勺

男女合三拾三人 牛七疋 馬弐疋

いった。別府に残されたキリシタン塔には寛永十年代の

惣高合弐千三百拾三石八斗六升六合壱勺壱才

男女惣合千弐拾三人

牛弐百拾五疋 馬四拾疋

百姓、名子・下男・下女の外に水夫・鍛冶

向僧・鉢開などあり

元和八年六月

別府助丞(花押)~

井上六右衛門殿

惣庄屋をおいた。横灘地方で豪農の別符村の助之丞(堀 家)が惣庄屋を命じられて四ケ村を束ねる立場にあった。 細川氏の地方組織は「手永」制度で、数か村を束ねる

一般の村では小庄屋が頭百姓の手助けをえて小百姓を統

制していた。

下女五人と名子三家族の二十三人の大所帯で、ほかに牛 五疋・馬二疋が飼われていた。 惣庄屋助 丞家は、助丞と女房に男子三人、下男七人、

の弾圧が激しくなり、別府の切支丹も次第に影を潜めて 寛永十四年(一六三七)の島原の乱をきっかけに切支丹

> 平(枝郷)や濱脇や田野口村をへて石垣方面へ広がった ようである。文書史料では慶長十九年、濱脇の崇福寺の ものが多い。塔の分布の密度からみるとキリシタン信仰 文は前半に日本誓詞、後半に南蛮誓詞が書かれたもので、 村民が血判した「天罰起請文」が残されている。この証 僧玄香が提出したころび(転宗)証文がある。 は大分郡の庄内・狭間方面から西南山間部にある小野小 また、小坂村には貞享二年(一六八五)に書かれた全

南蛮誓詞の一部には 「一、上目(見かけ)をばころび、心中に切支丹の宗旨

少もあい含み申す間敷候」

「一、何国よりはてれん(バテレン)来たり、こんひさ・・・・ ん(告白)のすすめをなすというも妄念をおこし同

心仕り間敷候」

ら何度も「天罰起請文」を書かされていたに違いない。 丹ことばが日常的に使われ、信仰を捨てるために役人か という文言がある。おそらく当時は別府の村々にも切支

元和九年(一六に三)五月、越前北庄六十八万石の大

,1997年,1998年,1998年,1988

現象ではのこれ前の長度で、関が長の後では毎尾この平の四ヵ村が旗本筑紫主水正広門の知行地になった。寛永四年(一六二七)、南石垣・別府・濱脇・小野小

たといわれている。

られ、速見郡横灘に知行地を与えられたのである。忠興徳川家康に湖罪して許されたと言われる。大阪の陣で広門は家康に謝罪して許されたと言われる。大阪の陣で広門は知川忠興の弟の娘であったので、広門は忠興の口添えでいて敗走し浪人になって肥後に住んでいた。広門の妻がいて敗走し浪人になって肥後に住んでいた。広門の妻がいて敗走し浪人になって肥後に住んでいた。広門の妻がいて敗走しれている。忠興を持ちれたのである。忠興徳川家康に対している。

のとりなしであることは言うまでもない。

別府村の理を認めたて解決した裁許状が残っている。村境争論を起こした時に、知行主であった筑紫右近が、だ。慶安二年(一六四九)に別府村と濱脇村が松原濱で正保三年(一六四六)に広門の弟右近信門が跡を継い

慶長七年(一六〇二)、細川忠興は、小倉城が竣工すし、四ヵ村は再び公収されて幕府領になつた。延宝六年(一六七八)、筑紫信門(右近)が知行を返

ると中津から小倉に移った。

き続いて代官を命じられた。し、国東・速見二郡の領地と横灘の幕府領については引し、国東・速見二郡の領地と横灘の幕府領については引なったので、小倉屋敷に転居することになった。、しか松井興長は、元和元年の一国一城令で木付城が廃城に

る。 この頃の別府村の様子を興長の書簡に見ることができ

び候て、給うべく候。頼み申すことに候。 「… 然らば、今ごろは、鶉がふけり(囀る)申す時分「… 然らば、今ごろは、鶉がふけり(囀る)申す時分

Æ.

六月七日

別府村 兵衛殿

まゐる

たものである。別府村の山野には野生の鶉が棲息してい 精悍な鳥姿と鳴き声の優劣を競っていたのであろう。こ の書簡は、小倉から興長が別府村の兵衛に鶉の無心をし 寛永の頃、大名の間に鶉が愛玩されて、互いに端整でにない。

たのである。今ひとつ、 「…お萬さま)からねこのうつくしきを殊のほか御ほし がり候えば、其の元にてもせい(精)を入れあい尋ね

候て給うべく候。其の為に申し候。恐惶謹言

十一月十八日

興長 (花押)

別府村助丞どのへ

入手できるほどの人物であったと思われる。 お萬は忠興の末娘(ガラシャの娘)である。からねこ (唐猫) とはおそらく洋猫のことで、別府助丞はそれが

横灘 細川忠利は、寛永九年(一六三二)熊本に転封なり、 (別府)の村々は日田代官所の直轄地になった。こ

制度」が名残をとどめ、横灘十七カ村は北組十一ヶ村・

の後もかつての細川時代の領民支配形態であった「手永

同年細川に代わって約一年間、木付城主になった小笠原 十年(一六三三)に下総国佐倉に転封した。竈門庄は、 南組六ヶ村のグループに分けられて維新まで続いた。 日田城主で竈門庄を支配していた石川忠総は、寛永

忠知が忠総に代わって預かることになった。

れて亀川村に入部した。忠昭はかつての石川忠総の知行 が、速見・大分・直入・玖珠四郡の内二万石余に封ぜら 寛永十一年、丹波国亀山城主松平(大 給)将監忠昭

忠昭は、亀川の信行寺かその周辺に館を構えて一年半 在陣し、翌年十二年、大分郡の中津留に転陣した。

地であった竈門庄を小笠原氏から引き継いだことになる。

の地で、ここで立藩したとは言いがたい。 亀川滞在中を亀川藩と呼ぶ向きもあるが、亀川は仮住

竈門庄 石川忠総代官

北石垣村·鉄綸村

松平忠直賄地

元和二年より寛永十年

元和九年より慶安二年

南石垣・別府・濱脇

筑紫広門旗本知行地 寛永四年より宝永六年

竈門庄 木付藩小笠原忠知知行地

寛永十年より翌年

竈門庄 府内藩松平忠昭知行地

寛永十一年より元治元年

三、日田代官所直轄領(御料)

固定した幕府領の村

代官所の直轄地(御料)になった。また、石川忠総の旧長が預かっていた由布院郷の村々(東山を含む)は日田長が預かっていた由布院郷の村々(東山を含む)は日田寛永十年、細川忠利が小倉から熊本に転封すると、興

た。

領日田も御料になった。

寛永十六年(一六三九)には、代官の小川藤左衛門と

んでいった。 次々と大名預所を日田代官所の直轄領(御料)に組み込小川九左衛門が改めて永山城に永山布政所を設置して、

い中津留から高松に移転した。万治元年(一六六〇)府いっぽう、松平忠昭は、寛永十九年に水害を受けやす

に入った。このとき、忠昭の旧領高松近辺の村々は幕府忠昭は遺領二万石を引き継ぐことになり高松から府内城内城主日根野氏に嫡子がなく御家断絶して廃藩になると、

領に接収された。

したがって日田代官は高松の松平忠昭の旧館に高松布

の旧領であった竈門庄の村々も公収されて高松布政所大分郡の幕府領を管轄するようにした。当然ながら忠昭政所(高松役所・高松陣屋)を設置して、国東・速見・

(代官所)の直轄地になった。

賄地の北石垣・鉄輪両村ががもとのように幕府領になっ慶安二年(一六五○)、松平忠直の死去にともない、

石垣三ヵ村のが公収されて御料になった。取になって知行地を幕府に返したので、濱脇・別府・南ついで、延宝六年(一六七八)、筑紫右近信門が蔵米

死去して立石村も公収されて御料に加わった。 くだって、宝永七年(一七一〇)、萩原従三位員従が

全村が幕府領(御料)になった。この年をもって森藩久留島領の鶴見を除く別府市域の

速見・大分郡の幕府領の村名を上げると、

木付筋 中・末守・生桑・野田・真那井

横灘筋

[北組]小浦・小坂・古市・内竈門・亀川・平田・

野田・北鉄輪・南鉄輪・北石垣・中石垣

[南組]南石垣・別府・朝見・濱脇・田野口・立石

(鶴見北中村・鶴見原中村は森藩領)

由布院筋

(東山) 山野口・捏山・椿・東畑

(由布院)塚原・天間・並柳・若杉・岩原・原山

高松・原・今三川・乙津・松岡・真萱・安・ 温湯・荒木・石武・光永・内徳野・山浦

大分筋

田・百木・赤仁田・光吉・長野

申する。

の四十八ヵ村である。

日田直轄領

由布院郷

日田直轄領

万治元年より寛政十一年

(幕府領)

元治元年より寛政十一年北

南石垣村•別府村•濱脇村(田野口•朝見)

日田直轄領 慶安二年より寛政十一年

日田直轄領

延宝六年より寛政十一年

立石村 日田直轄領

宝永七年より寛政十一年

することになった。 速見・国東三郡の御料の支配は高松役所がそれぞれ支配 小川九左衛門が日田の永山布政所に在陣して行い、大分・ 豊前・豊後七万石の御料支配は、代官小川藤左衛門・

、宗門改めを実施して宗門人別帳を提出させる。五人 幕府領代官の職務の主なものを要約すると。

組帳を提出させて戸口を統計して江戸勘定奉行に上

一、村ごとに年貢率を決定して年貢を割り付け、年貢を 徴収する。

一、街道や往還を整備する。

一、河川の堤防など整備して治水工事を行う。

一、窮民の救済、孝子貞婦を褒賞して民生の安定を図る。 一、貯穀の郷蔵を点検して天災地変の時窮民を救済する。

石垣村· (南北) 鉄綸村

一、産業を振興し生産を向上させる。

などで、勘定奉行の出先機関として公租の徴収と民生の一、治安を維持し、訴訟を審判する。

安定をはかることが主な職務であった。

短期大名支配

になった。このとき、綱利は御預所庄屋二名をわざわざがって横灘(別府)と東山の村々は、細川綱利の御預所れ、熊本藩の細川越中守綱利の大名預地になった。した動を起こした。その責任をとって代官の小川氏が更迭さ動を起こした。その責任をとって代官の小川氏が更迭さ動を起こした。その責任をとって代官の小川氏が更迭さ

饗応に預かり帰る。」左衛門・鉄輪四郎・亀川与三兵衛選ばれ、綱利に謁し左衛門・鉄輪四郎・亀川与三兵衛選ばれ、綱利に謁し郡内より庄屋職三名を選び熊本城に召す。真那井村久正・熊本国主細川越中守綱利、速見郡の幕領を預り、

熊本に招いた。

て入部した。

門や竹内三郎兵衛が江戸より入部した。二代官は御料をしかし熊本藩預は翌六年に終って、新代官山田清左衛

た。別府市域は二年で再び代官支配になった。二分して山田が日田永山布政所に竹内が高松布政所に入っ

田在陣)・小野長左衛門(高松在陣)が再び代官になって、大名の統制をはかるために、姫路城主松平直矩を日田永大名の統制をはかるために、姫路城主松平直矩を日田永大名の統制をはかるために、姫路城主松平直矩を日田永山城に移して七万石の親藩領を成立させた。母田藩立藩によって、横灘と東山は他の御料とともに、貞享三年によって、横灘と東山は他の御料とともに、貞享三年によって、横灘と東山は他の御料とともに、貞享三年によって、横灘と東山は他の御料とともに、貞享三年によって、横灘と東山は他の御料とともに、貞享三年によって、横灘と東山は他の御料とともに、貞享三年によって、横灘と東山は他の御料とともに、貞享三年によって、横灘と東山は他の御料になり、小川藤左衛門(日田松平領は旧に復して御料になり、小川藤左衛門(日田松平領は旧に復して御料になり、小川藤左衛門(日田松平領は旧に復して御料になり、小川藤左衛門(日田松平領は旧に復して御料になり、小川藤左衛門(日田松平領は旧に復して御料になり、小川藤左衛門(日本の本)が再び代官になった。

田や高松代官の安定した政治が続いた。
までの五十五年間、村々もようやく大名支配を離れて日郡三万二○○○石が小倉藩小笠原忠基の大名預地になる郡保二年から延享四年まで五年間玖珠・速見・国東三

代官の支配

門・南条金左衛門・池田喜八郎・増田太兵衛・岡田庄太夫店衛門・三田次郎右衛門・小長谷勘左衛門・室七郎左衛藩小笠原右近将監忠基の大名預所になるまでは、小川藤保二年(一七四二)、玖珠・速見・国東三郡の御料が小倉 亀川村に残る「御名代々書附」によると、先に述べた寛

ので褒賞金が下賜された。竈門社の境内には、享保十九日向・筑前の幕府領十四万石の代官に赴任して日田には日向・筑前の幕府領十四万石の代官に赴任して日田には日向・筑前の幕府領十四万石の代官に赴任して日田にはなど改革政治(享保の改革)を断行したので日田郡では、など改革政治(享保の改革)を断行したので日田郡では、など改革政治(享保の改革)を断行したので日田郡では、など改革政治(享保の改革)を断行したので日田郡では、など改革政治(享保の改革)を断行したので日田郡では、など改革政治(享保の改革)を断行したので日田郡では、同田庄太夫は、享保十九年(一七三四)豊後・豊前・などが代官になって統治した。

(元禄七年・一六九四) は次のように述べている。ゆえにて一大九四) は次のように述べている。 別 そ此の 上屋の宅中にあるは、ことにいさぎよし。凡 そ此の 上屋の宅中にあるは、ことにいさぎよし。凡 そ此の 上屋の宅中にあるは、ことにいさぎよし。 別 そ此の 上屋の宅中にあるは、ことにいさぎよし。 別 そ此の 上屋の宅中にあるは、ことに述べている。

ことに浴病を冶すという。…」。に温泉いず。潮干ぬれば浴するもの多し。塩湯なれば泉湧出ず。其の下流に朝夕里の男女浴す。また、海中泉湧出ず。其の下流に朝夕里の男女浴す。また、海中

まびすしく騒がしきににず、傍らに懸樋の水ありて浴数も時刻も客の心に任せて自由なり。他の温泉のか

温熱心に任せて増減しやすし。

願い出て唐明礬の輸入を禁じ、江戸と大阪に明礬会所をた。享保二十年(一七三五)、生産者の脇義助は幕府にれる安価な唐明礬と競争ができず生産も伸び悩んでいれる安価な唐明礬と競争ができず生産も伸び悩んでいれる安価な唐明礬と競争ができず生産も伸び悩んでいれる安価な唐明礬と競争ができず生産も伸び悩んでいれる安価な唐明治世下に長閑な湯場宿があった。明礬

年に、岡田が寄進した石灯籠が残っている。

当時の別府村のありさまを貝原益軒は、『豊国紀行』

言うまでもない。 設けて幕府の専売品として全国に販売することを許され た。これには日田代官岡田庄太夫の援助があったことは

江戸・大坂に京都と堺を加えて四カ所になり、明礬の生 宝曆八年には代官揖斐十太夫の後ろ盾で、明礬会所は

産と販売を独占するようになった。

横灘 細川綱利預所

松平直矩知行地

寛文五年より寛文六年

小笠原忠基預所

寛保二年より延享四年

天和二年より貞享三年

西国筋郡代の村

幕府の方針に従って和四年(一七六七)、代官揖斐十太 夫は関東・美濃両郡代に続いて西国筋郡代に昇格した。 日田代官所の直轄領は、約十五万石を越えたので、明

翌五年には天草代官を兼帯したので、総高は約十七万石 を超えた。 やがて、寛政五年に支配地が広大化すると、日田役所

と高松役所に分割され、高松役所には代官荻原弥五郎が

領六万石を支配するようになった。

入部した。高松役所は大分・速見両郡と日向などの幕府

事件が起こった。濱脇村の枝郷赤松と府内藩の田ノ浦村 揖斐十太夫の支配のとき、西国筋郡代の威光を示す大

との境界をめぐる銭瓶石騒動である。 宝暦十一年(一七六一)三月、幕府巡見使の下向を機

百姓が、府内藩の道造奉行と田ノ浦村の百姓を襲って傷 に年来の境界問題を一挙に解決しようとして御料赤松の

を負わせた事件である。府内藩は巡見使の通行後に西国 筋郡代と交渉して解決する事を望んでいたが、揖斐が勘

定奉行に幕府領に対する私領の騒 擾事件として上訴し

赤松百姓八人は遠島の処分を受けた。 末、府内藩主近形は逼塞、家老以下関係者は御預ケ押込、 た。事件は幕府評定所に持ち込まれて、きびしい吟味の

になった。銭瓶石騒動は西国筋郡代のもとで起こった最 幕府領の農民は「御料風を吹かす」などと言われるよう 事件の結末が幕府領の百姓に甘い評定であったので、

初で最後の大事件であった。 また、いち早く薩摩芋の栽培が始まった。このことに

W
7
٠,٠
次の
n
رن
右
뀻
소
書
が
~
中
石
坦
垣村
1.3
に
残
7 7 %
つ
7
٠,٠
い
Z
جي (

覧で見ると次のようである。

灘の村々で早く薩摩芋の栽培が始まったのは、中石垣村 かった。飢饉に苦しんだ中石垣村はさっそく薩摩芋の作 ている。享保十七年は、稲の害虫浮塵子の異常発生で西 薩摩芋の栽培は、青木昆陽が救 荒作物として幕府に進 薩摩芋栽培に関する貴重な文書が残っている。 が幕府領であったからに他ならない。 付けを役所に願い出て翌年より栽培を実施している。横 日本全域が大飢饉に見舞われた。横灘の村々も例外でな 言し、吉宗が食料政策として奨励したことはよく知られ 右は薩摩芋植付け仕りたき分反別あい改め書付差上。 申し候ところ相違無御座候 この頃、 丑十月(享保十八年) 覚 高松役所 村々の人口構成を寛延元年(一七四八)の便 九反壱畝拾三歩. 速見郡中石垣村庄屋 同村組頭 同村には他に二通 長右衛門 庄左衛門 (以下略) 古市村 小浦村 野田村 小坂村 平田村 朝見村 濱脇村 別府村 中石垣村 北石垣村 亀川村 北鉄輪村 内竈門村 立石村 南鉄輪村 田野口村 南石垣村 \equiv 五五五 _ 五三 八九 七二 不明 八六 七七 六七 五三八 三五四 五九三 三七三 一六三 三五八 三九七 五四五 四二七 二五四 四四 七七四 四〇九 八八三 五四五 七六一

A PART OF A STATE OF THE PROPERTY OF THE PART OF THE P

四、島原藩預所

別府(横灘)の村々

た。

ずかな人数の役人で統治するのは並々ならぬものがあっ いわば岡藩に次ぐ大藩である。この幕府領を代官ほかわ

総高六万二○○○石余に達する高松役所の支配地は、

の支配下に置き、大分・速見二郡の約一万五〇〇〇石の 幕府は寛政十一年(一七九九)、全直轄領を日田役所

0

庵

海門寺跡也

高百六拾石七斗八升九合

ぼ七十年間、島原藩の代官が高松役所に詰めて支配した。

見二郡の幕府領は、慶応三年に熊本藩預所になるまでほ

幕府領を島原藩松平主殿頭忠馮に預けた。以後大分・速をのなだま

別府の村高と村役人は次のようである。 寛政十一年、高松代官から島原藩預所に移った当時の

0

0

高五拾五石壱斗六升四合

横灘筋北組

小浦村 庄 与頭

脇谷

屋 美

二人 津 次

0

高五百拾八石七斗八升九合

高倉 小坂村

冶

八

庄屋

与頭

五人

古市村

高橋 庄屋

与頭

八郎兵衛

二人

高五百九拾石九斗九升七合

庄屋 倅茂平治

吉良

内竈門村

組頭

五人

一向・西念寺 同・真徳寺

真言·神宮寺

出湯弐ケ所

湯治なし

-106

高三百九拾八石七斗七升壱合

0

南鉄輪村

庄屋

四郎右衛門 倉

与頭

四人

倅

野田村

後藤 庄屋 房右衛門

逸平

明礬山あり

浄土・長泉寺

与頭

三人

時宗·松寿庵

観音·薬師庵

是ハ除地高外之空地也

藤澤遊行之古跡湯

湯龍山松寿寺と申伝候

石風呂 遊行一遍上人開基と申伝候所々の 湯治人あり 八月廿三日上人之御忌

0

高弐百三拾七石五斗五升五合

北鉄輪村 庄屋

野田ヨリ兼帯

組頭

弐人

と申薬師庵ニ而仏事供養あり

出湯四ケ所あり

高三百廿九石九斗七升弐合

0

平田村

庄屋 亀川ヨリ兼帯

五人

組頭

湯治人なし 潮湯也

出湯あり

禅・黄檗山瑞光院観音寺

0

石風呂一ケ所

諸病によし

出場六ケ所 湯治人あり

地獄五ケ所

麻・いちび赤米抔蒸物致候

高三百四拾九石三斗七升壱合

0

高百三拾弐石九斗二升.

亀川村

高橋 庄屋 与三郎

倅 与一郎

組頭

出湯九ケ所

湯坪廿一ヶ所

内七ケ所湯坪之底る涌拾五ケ所

水出ニ而取越湯坪仕立候

拾壱ケ村

九人

禅 •

曹源寺

一向·宝蓮寺

高弐百八拾五石弐斗壱升八合

向·圓正寺 忠専寺

中石垣村 矢田

庄屋

勝吉

四人

与頭

0

高六百五拾五石弐斗七升三合

横灘筋南組

浄土・信行寺 一向・西光寺

清涼庵 貞心庵

高八百三拾壱石弐斗壱升四合

北石垣村

組頭 吉富

四人 嘉兵衛

禅・宝泉寺

庄屋

養徳寺 自応寺二ケ所共釈迦堂

潮湯

汐干居候内致湯治候

湯治人あり 打身・カッケ・中風・怪我ニよし

南石垣村 矢田

庄屋 金右衛門

倅

六人

組頭

万之助

0

高千石

古屋 庄屋 熊八

濱脇ヨリ後見

組頭

ケ所ハ病気ニ利なし

出湯三ヶ所内 真言・行常寺

二ケ所怪我ニよし 禅・海雲寺 観海寺

天神

0

房嶋権現除地なり 萩原三位之事訴状あり

高三百四石四斗二升壱合

堀

朝見村

庄屋 亀右衛門

六人

組頭

吉祥寺 行林庵

禅・真光寺

願約庵 地蔵庵

朝見八幡宮 神主神左近

0

出湯弐ケ所 壱ケ所ハ庄屋居家屋ニあり

朝見・別府・田野口・濱脇之産神也

高九百四拾四石七斗六合

別府村

高倉 庄屋 策左衛門

組頭

拾二人

山城国黄檗山萬福寺末・萬松寺 極楽庵

向·西法寺

永平寺末·海門寺 安置之秘仏天満宮之御 作十一面観世音先規合十七年目ニ開帳致

来寛政十二申年開帳有之

出湯十八ケ所 何レも諸病ニ利あり

石風呂

砂湯

汐干候節ハ干潟ヲ堀候得者沸出候

境内 (五拾間) 三拾間)

六月廿九日御旅所行幸 即日還御

御旅所別府村松原ニあり

0 松大木あり〔一本松と言海辺也〕

高六百六拾九石四斗五合

濱脇村

0

六ヶ村

高二百二拾三石五斗七升弐合

由布院筋

山野口村

溝口

庄屋

権左衛門

庄屋 八郎右衛門

荒金

倅 八郎

組頭

修福寺

禅・崇福寺

松音寺 長宝寺

田野口入会之場所

汐出湯二ケ所

法花寺

0

高四百四拾壱石六斗五升五合

田野口村 荒金 庄屋 益

助

濱脇村入会之場所ニあり

組頭

五人

0

高百三拾六石七升六合

出湯三ケ所

近国湯治人あり

延岡領御米蔵あり 禅·長松寺 一向•長覚寺 天台•宝満寺 郡屋壱軒あり

0

向·常行寺

禅•吉祥寺

組頭

倅

九郎治

高三拾四石七斗五升

捏山村

庄屋山野口ヨリ兼帯

組頭

弐人

椿村

組頭 庄屋

東畑ヨリ兼帯 四人

--- 110 ---

向東·安楽寺

0

高弐百弐拾九石弐斗九升六合

東畑村

大野 庄屋 健助

内竈門

一一四・九・五・二

七人

北鉄輪

高百四拾石六斗六升三合

天間村

庄屋 寿一郎

三人

村高には真米の外に赤米(大唐米)の石高も含まれてい 各村の村高は『高松御預所聞書』によるのもであるが、

西本願寺末・圓正寺

免率をかけて上納し、真米(白米)は現物、 悪くて年貢として赤米は排除されていた。年貢は村高に る。赤米は水はけの悪い水田に栽培されていた。米質が 赤米は銀代

納として相場に応じて銀で上納していた。

赤米栽培の多い村は豊かな村とは言えない。年貢上納

The second of th

The second secon

古 浦

市

二四・六・四・五

一八石九斗六升六合

下段が赤米の上納高である。 一石八斗〇升三合

の「御預所御取箇書類」に見ることができる。上段が真 高で真米・赤米が占める割合は次の享和三年(一八〇三)

四三・六・八・四

〇四・四・五・四

七〇・七・六・三 三六・八・九・二 六五・九・一・三

五二・二・八・四 六四・九・七・五 五七・三・六・五

一・九・一・四 九・六・八・〇 二四・七・八・〇

Ш

一四・七・四・七 八四・六・七・三

五三・三・二・八

北石垣

南石垣 中石垣

一七・五・九・三

三〇・六・九・〇

見

六七・四・九・五

府

四三・〇・四・一

六九・三・三・五 八八・九・一・五

三五・六・五・九

七三・九・八・五 二〇・三・〇・六

三五・三・五・四

(赤米を栽培していない村 小坂・立石)

田野口

- - 一・五・六・七

浜 别

一八二・九・四・五

ことが分かる。 含めると真米に対して赤米の占める割合が高い村が多い ないが、村毎に見ると真米・赤米がほぼ同等に近い村も 村毎に免(年貢率)が異なるので村対村の比較はでき

差出した「差上申一札之事」に、 元文二年(一七三七)巳八月に中石垣村が高松役所に

大唐田 拾六町弐反八畝歩 真米田 五町壱反六畝歩 (赤米)

田の三倍以上の栽培面積を占めていたことが分かる。 同村の明和二年(一七八二)の「作付御注進之事」は、

と書かれているので、当時の中石垣村では赤米田が真米

田反別 弐拾五町弐反七畝八歩

二百拾五石六斗九升四合七勺

此訳

弐拾町六畝七歩半 五町弐反一畝壱歩 赤米田 真米田

となっており、赤米田はますます広くなり、真米田の約

四倍の広さになっている。 嘉永六年(一八五三)南石垣村の「年貢割付」を見る

ようである。

と、「真米田 高四拾壱石六斗四升」に対して「赤米田 高 百九拾六石五升三合」で、赤米高が真米高の四、

七倍にもなる。 赤米は先に述べたように米質は悪いが、早熟性、耐旱

耐湿性、耐虫性にすぐれ、近世になって九州・四国・中

預所御取箇書類」で赤米田の多い村は湿田の多い海岸部 国で大々的に栽培されるようになった。先に挙げた「御

の村に集中している。

寄会所の政治

領のことである。預所の執務内容はだいたい幕府領の制 度に準じていた。奉行は預主大名の家臣が派遣された。 大名預所(地)とは近隣の大名に管理を依頼された幕府

御預所の年貢は奉行が割り当てや徴収を行い幕府の御蔵

しかし、幕府領を預かる大名は誇りと責任を強く感じた けで、幕府からは特別の管理費用を支給されなかった。 応じて徴収した口米(大体一石に三升)が支給されるだ に納めた。御預所の経費は、預所内の村々から年貢高に

- 112 -

領を島原藩の預所にしたのは、島原藩の豊州領(現高田 市と宇佐市・安心院町の一部)に近い場所にあるので連 速見郡(三十六ヶ村)・大分郡(十一ヶ村)二郡内の幕府

携に便であることが一つの理由であったのであろうか。

高松役所は、島原藩から派遣された代官・改善役・書

収集を徹底するために各筋にそれぞれ筋代庄屋を置いた。 たちの協力に頼ることが多かった。役所は命令や情報の

村々の支配にあたるのは困難であった。やむを得ず庄屋 民を取り立てた手代の少人数で、二郡五ケ筋に分散する 役(後に奉行・吟味役・目付・代官・書役)の役人と地元

筋代庄屋は年番で代官所脇にある寄会所に詰めて代官の 補佐的な執務にあたった。

文政五年の二郡筋代は次の九人である。それぞれの筋代 は固定されてなくて、筋ごとに一名の場合もあった。

大分郡筋代 同断 原村庄屋 高松村庄屋 七郎右衛門 茂太郎

同郡北組筋代 速見郡南組筋代 同断 小坂村庄屋 立石村庄屋 濱脇村庄屋 作兵衛 八郎右衛門 曽右衛門

> 同郡杵築筋代 同断

小浦村庄屋 真那井村庄屋 和喜弾之丞 仙

助

同郡由布院筋代 天間村庄屋 寿一郎

役所では執務のうち地方に関するものは、庄屋たちの 同断 内徳野村庄屋

決させた。また、役所からの「触書」などの通達は寄会 状」が届くと寄会所詰の年番庄屋たちの合議に任せて解 協力を得て執り行った。役所は村々から「願書」や「訴 このようなことから庄屋たちは村の枠を越えて協力して 所詰庄屋から筋代庄屋に届けられ村々の庄屋に廻された。

育ったと言われている。

政治にかかわることが多く、自然と自治意識や連帯感が

多重支配の村人

平主殿頭の支配下にあった。従って農民は特殊な立場に

御預所の農民は幕府の領民であり、同時に島原藩主松

置かれた。

幕府領民として「御造営献上納金」を命じられ、速見・

天保九年(一八三八)三月に江戸城西丸が焼失した時は、

幕府領であるから日田役所の役人や幕府の役人が出郷でされた。また、島原藩奉行の統治下にあっても、本来は大分二郡のから五百両余の上納金が高松役所を経て献上

道案内や荷物の運搬などの使役に駆り出され、余分の負村内を通行するときは、道の掃除、宿舎や休憩所の賄い、

担が課せられた。

庄屋は日数廿日断月代(前頭部を剃らない)」の触れが物静かに致し、日数十日は鳴物音曲停止・普請三日差止、いっぱう、筋代庄屋はうち揃って高松役所に病気伺いらされると、筋代庄屋はうち揃って高松役所に病気伺いいっぱう、天保十一年、島原藩主松平忠候の重病が知いっぱう、天保十一年、島原藩主松平忠候の重病が知いっぱう、天保十一年、島原藩主松平忠候の重病が知いっぱっぱり、

民は、将軍や預所大名双方の喪にも服さねばならなかっ漁労は三日間の停止」を触れ回ったと言う。御預所の農が村々を廻って「鳴物音曲三十日・普請十四日の停止、翌天保十二年、将軍徳川家斉が逝去の報が届くと、役人あり、百姓は残らず庄屋宅にお悔やみ伺った。

拶に出向いた。熊本藩に預所が替わった後のことではあ 祝儀の場合も庄屋達が打ち揃って役所までお喜びの挨

た

早太郎、金作、惣次と改名させられた。た喜藤次、喜太郎、喜市、喜三次は、それぞれ重右衛門、つく者は遠慮させられ、南鉄輪村では庄屋に呼び出されるが、細川(喜延)が藩主になると、名前に「喜」の字の

一人が上乗役として同船して、航海中の一切の責任を持年貢の輸送には庄屋一人が納め庄屋として、別に農民の御預所の年貢米は、江戸浅草の蔵所に直接送られた。

つ大役を命じられた。

う付加税を取られ、預役所の経費として高に応じて口米て、蔵前入用・伝馬宿入用米・六尺給米の高掛三役とい農民は年貢(米)小物成(雑税)のほかに幕府に対し

を納めたことは前に述べた。

れて余儀なく百三十九両余の献金をさせられた。でいたにも関わらず、大宮御所の造営費の拠出を命じらになった四郡の農民は、熊本藩が四郡御預所を引き継い慶応四年一月(大政奉還が行われた翌年)、朝廷の領民

島原藩預所後期

預大名島原藩の統治は極めて寛大で預所の農民は、善

熊本藩に預所替えになるとき、島原藩は農民の借金をす請や田普請の工事費の貸付などさまざまな援助を受けた。行の褒賞や窮民へ救済、災害や凶作の助成や手当、川普

高原藩預所になってから別府や濱脇の温泉場は賑やからあるいは盗賊の巣など唱え候所柄」と報告していて来るようになった。その有様は、別府村の庄屋職が掘て来るようになった。その有様は、別府村の庄屋職が掘るがら高倉家に交代するに際の書付に、「別府村の義、家から高倉家に交代するに際の書付に、「別府村の義、家から高倉家に交代するに際の書付に、「別府村の義、ないらず」と特記されている。また、熊本藩の藩士野田平からず」と特記されている。また、熊本藩の藩士野田平からず」と特記されている。また、熊本藩の藩士野田平からず」と特記されている。また、熊本藩の藩士野田平からず」と報告している。 入込みあるいは盗賊の巣など唱え候所柄」と報告している。 入込みあるいは盗賊の巣など唱え候所柄」と報告している。 はなった。その有様は、別府村の庄屋職が掘る場にて商家多くこれあり、湯所数ケ所これあり、悪者の藩士野田平から渡している。

いっぽう、田能村竹田は「黄築紀行」に朝見川畔の賑

る。

た「楼上雑歌歇」の詩の様に情緒のある温泉場でもあっえ「小秦淮」といい、広瀬淡窓が流川にあった青楼を詠っわいを南京に近い揚子江両岸の歓楽街「秦淮」になぞら

た。

筵や生姜などの売買も盛んで、関西と交易をする英屋のせる。 はないでは幕府の専売品である明礬のほかに七島われる。横灘では幕府の専売品である明礬のほかに七島一般に幕府領の年貢は私領に比べて低率であったと言

に致し□高の者これあり、不遜申し立て候者これあす、一者上屋の内には杵築(三浦梅園)・日出(帆足万里)「…右庄屋の内には杵築(三浦梅園)・日出(帆足万里)また、横灘の庄屋について野田平右衛門の廻在記に、まうな豪農もあらわれた。

らであり、長州の井、上馨公(聞多)は「他所人」が自由幕派の長三二州が潜伏できたのも彼らの庇護があってかなかなか一筋縄では行かぬであろうと判断している。倒

空桑に大義名分論を学んだ教養の高い庄屋たちが多く、と書かれている。三浦梅園や帆足万里・広瀬淡窓・毛利

るよし…」 (()編者)

に入り込める土地柄を潜伏の地に選んだのであろう。

橋萬之進は縛吏に捕らえられて日田永山布政所の牢獄に長三州をかくまって長州に脱出させた亀川村庄屋の高

繋がれたが、維新後は抜擢されて日田県の大属に取り橋萬之進は縛吏に捕らえられて日田永山布政所の牢獄に

五、熊本藩御預所替

立てられた。

運動と世の中は激しく揺れ動いた。 嘉永六年にペリーが来航して以来、開国、尊攘・倒幕

を感じた西国筋郡代の窪田治部右衛門は日田を脱出し熊は城を焼いて日田に敗走した。幕府領警備の手薄に不安は大敗した。下関口では長州軍の猛攻に屈した小倉藩兵慶応二年(一八六八)、第二次征長戦争で各方面の幕府軍

れた。

窪田の上申の結果、慶応三年一月島原藩預所の速見

日田役所直轄の直入・国東二郡とともに、

島原・延岡の四藩に預けるように上申した。

本を経て京都におもむき、九州の幕府領を熊本・久留米・

大分二郡は、

「土地人民取扱筋など何事によらず私領同様に」の条件

で熊本藩に預所替えになった。

年五月、熊本藩は預所四郡(二万一千石)の警衛の中心交代して高松役所を政庁にして詰めるようになった。同慶応三年二月二日、熊本藩の郡奉行が島原藩の役人と

ずに本陣が、長覚寺に熊本藩兵の駐屯所が置かれた。六○人の足軽鉄砲隊を送り込んだ。ついで濱脇村の崇福地に別府村を選び、緊迫した中で海門寺に三名の物頭と地に別府村を選び、緊迫した中で海門寺に三名の物頭と

より一代苗字帯刀を許されて、濱脇村庄屋に取り立てら市郎(市郎兵衛)は多額の御用途金を献上し、その功に「御進発御用途金」を徴収した。別府村の組頭英屋荒金幕府勘定奉行は幕府領の農民から長州戦争費用として

の残党刈りで崇福寺本陣が初仕事をすることになった。なった。はからずも翌年正月の御許山騒動が起こり、そ府が倒れた。四郡の警衛は熊本藩が暫く引き継ぐことに慶応三年十月十五日、ついに大政奉還が行われ江戸幕

られた高札に立替えられた。村々の高札は高松役所の手で御一新の条目に書きかえ(御許山騒動・史誌十一号参照)

六、日田県の誕生

付近に移転して日田県別府出張所となった。 府直轄の日田県に加わった。高松役所は朝見村の八幡宮 は、同年十月に熊本藩から預所の引渡しが終わり、新政 正義が日田に着任した。髙松役所の支配下にあった四郡 田県が誕生して、初代知県事に任命された松方助左衛門 国を藩・府・県に分け、旧日田代官所管轄の大名預所に日 崎裁判所の管轄になった。新政府は政体書を発表して全 九州の旧幕府領は明治元年(慶応四年・一八六八)、長

練に励んだ。朝見の日田県別府出張所には正義隊士五名 なって、西法寺を本営にして「正義隊」を結成し洋式調 別府からも南石垣村の屋田欣之進はじめ五十名が郷兵に 田県は郷兵制を採用して、村々の壮年から兵隊を募った。 が常時詰めて警備にあたった。 熊本藩藩兵の引きあげによって防衛が手薄になった日

設けて小額の紙幣に替えて発行して融資しやすくした。 面の太政官札を流通させるために、所内に別府両替所をだす。タネホット めに、別府生産会所を設立した。別府生産会所では高額 知県事松方正義は、地域の産業の発達・促進させるた

早速、別府村の有志は太政官札一万四○○○両の貸付を

受けて別府港築港の工事を行った。

田県別府出張所を襲う事件もあった。 明治三年、日田県支配下の庄内から起こった一揆が日

そして明治四年、廃藩置県により日田県が廃止されて

豊後の一国にわたるが大分県が生まれた。

明治五年十月、別府市域は次の第二大区一三~一六小

区の行政区画に分けられた。

一三小区

内竈門

小浦

小坂

亀川

平田

一四小区 三石垣 南北鉄輪 野田 北中

一五小区 立石 朝見 別府 濱脇

六小区 御一新以降については項を「別府の明治時代」に改め 山石原 東畑 並柳 椿 南北温湯 捍山 山野口 南北乙丸 天間 石松 (塚原 山崎) 若杉

参考文献

て記したい。

別府市誌 大分県史 大分県の歴史 昭和八年·昭和六十年版

天領横灘地方村方史料上下